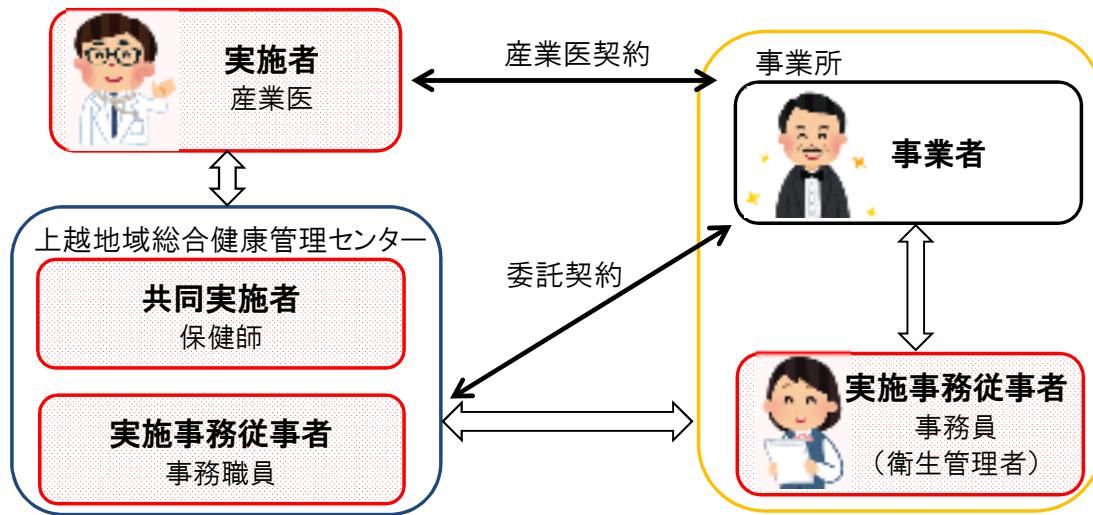


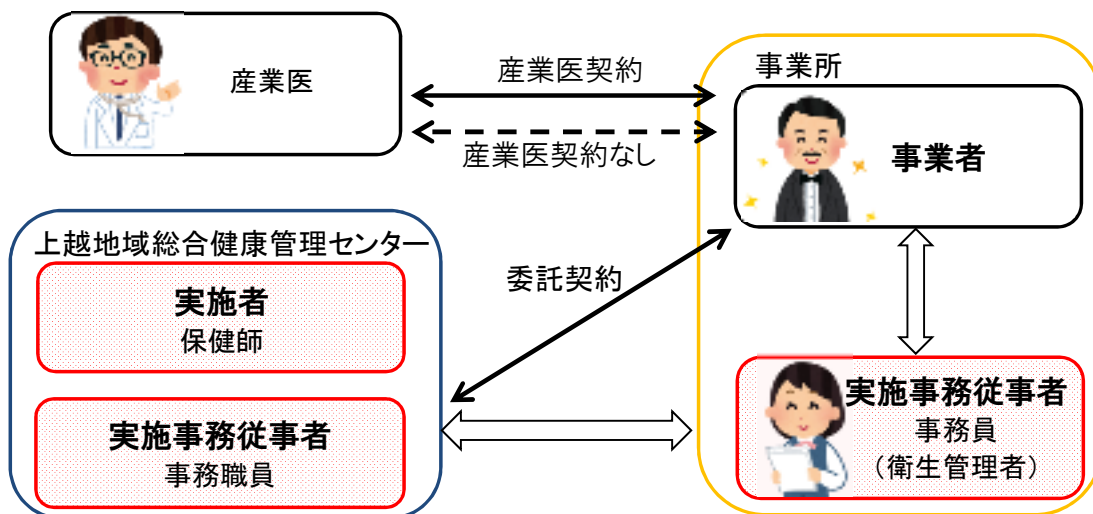
ストレスチェックにおける当センターの実施体制

① 産業医が実施者となり、上越地域総合健康管理センターが共同実施者となる 場合



- ・ 産業医が実施者であっても、調査票の集計・分析は上越地域総合健康管理センターが行います。
- ・ 集計・分析後は産業医と連携をとり、高ストレス者の選定及び集団分析の確認を行います。

② 産業医が実施者を拒否 又は 産業医を選任していない事業所より依頼された 場合



- ・ この場合、ストレスチェックの結果を産業医に提供することができなくなります。

①②どちらの体制であっても、円滑なストレスチェックの実施のため、事業所内で実施事務従事者(人事権をもたない方)を選任していただき「調査票の回収、記入漏れ者への連絡、高ストレス者への面談の日程調整」を行っていただけますようお願いいたします。

【留意点】

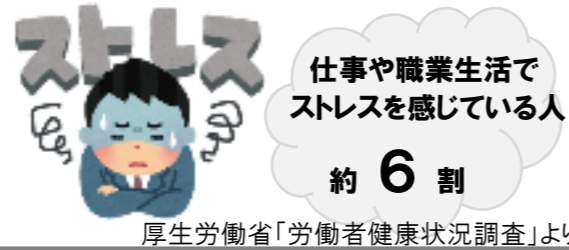
 は、ストレスチェックの実施の事務に携わり個人の調査票のデータ入力、結果の出力又は結果の保存(事業者に指名された場合に限り)等を行う。

 は、ストレスチェックの実施の事務に携わらない。

ストレスチェック制度について

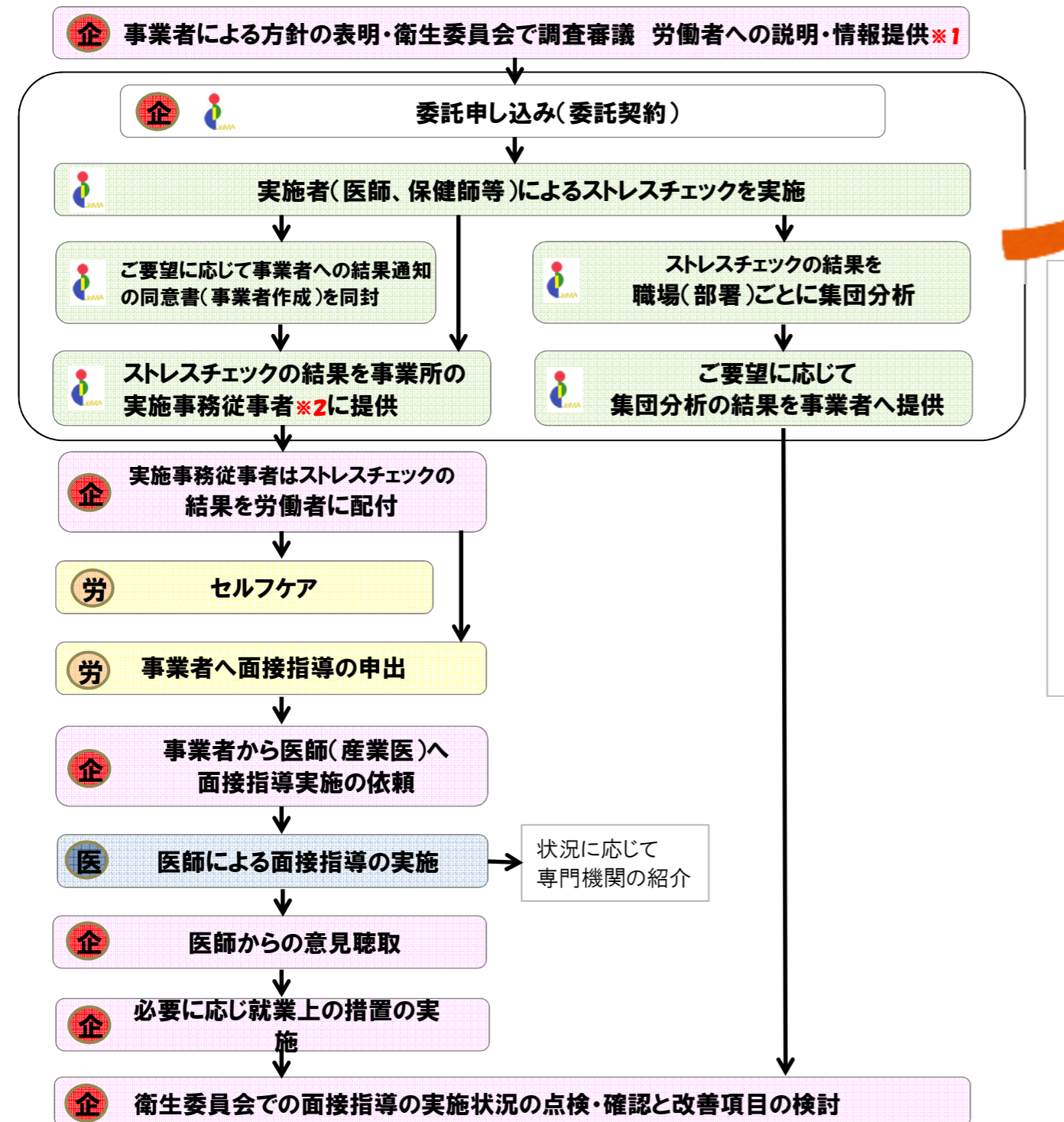
■ 制度の目的

- 1 労働者自身のストレスへの気付きを促し、「一次予防（メンタルヘルス不調の未然防止）」を主な目的とする
- 2 ストレスの原因となる職場環境の改善につなげる



ストレスチェックの流れ

- 企 事業者の実施項目
- 労 労働者の実施項目
- 医 産業医の実施項目
- 当センターの実施項目



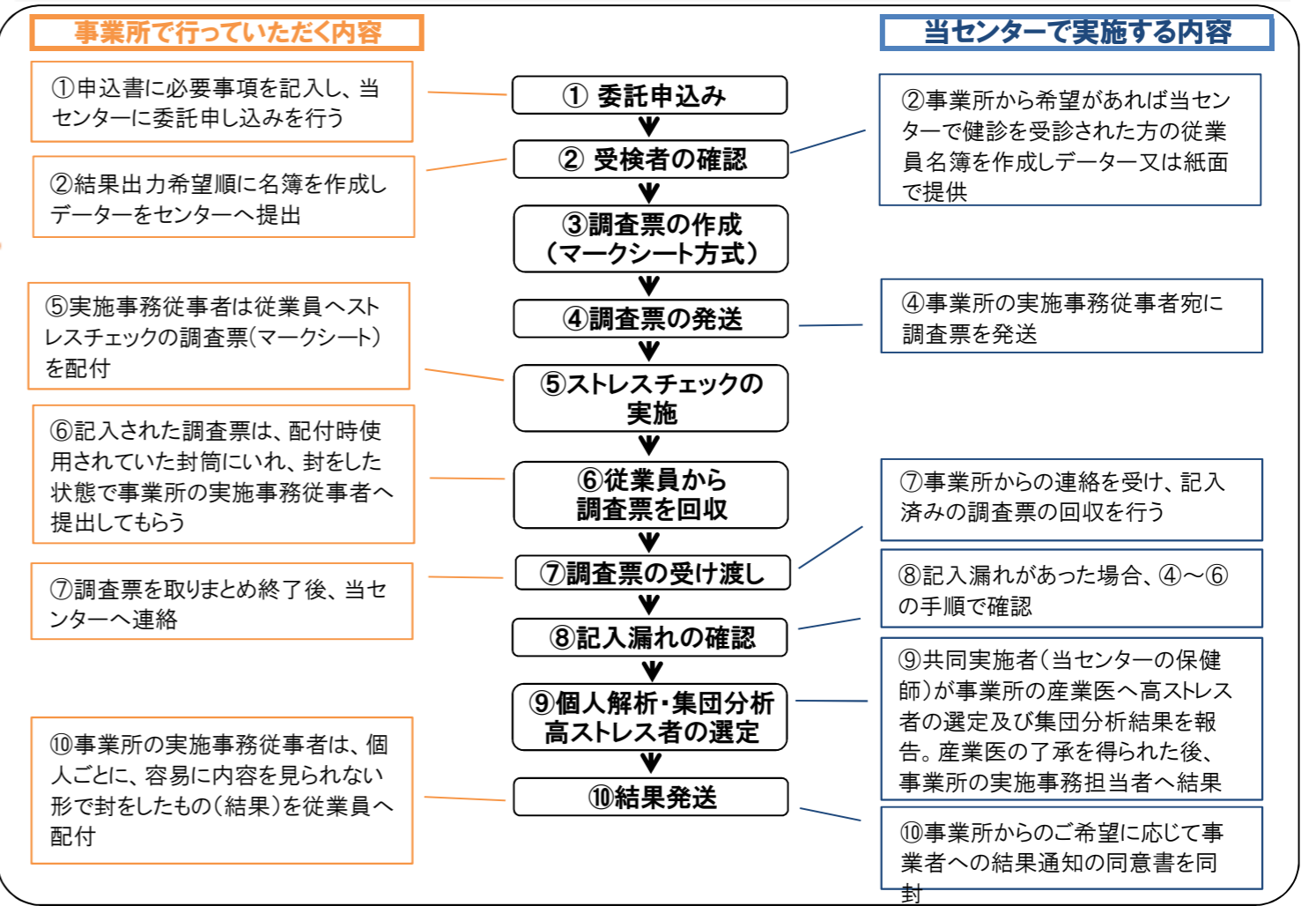
詳細はこちらをご確認ください

※1 関係書類の雛型を当センターで作成しておりますので、ご入用の方はお申し出ください。
 ※2 人事権を有する方は、実施事務従事者になることはできません。

ストレスチェックにおける当センターの実施方法について

- ・ ストレスチェック調査票：厚生労働省が推奨する「職業性ストレス簡易調査票(57項目)」をマークシートで回答
- ・ ストレスチェック受験者名簿：ストレスチェックは当センターの健診システムと連動していません。そのため、受験者名簿は健康診断とは別に提出していただきますが、ご要望があれば当センターで健診を受診された方の従業員名簿を作成しデータ又は紙面で提供いたします。
- ・ 高ストレス者の判定基準：素点換算法を使用。選定基準は産業医と相談し事業所様で設定することも可能です。マニュアルに記載されている数値基準を使用することも可能です。
- ・ データの保存：結果の記録保存は当センターが磁気媒体で行いますが、事業者への結果通知に同意された方の結果は事業所でも保管が必要です。

当センターのストレスチェック実施の詳細な流れ



利用料金

ストレスチェック実施に係る料金は次の通りです。

項目	単価	合計(税込)
ストレスチェック (調査票提出1名につき)	600円	648円
職場集団分析 (1職場・1部署当たり)	2,400円	2,592円

※ストレスチェックに係る料金は、調査票の回収者数を以ってのご請求となり、名簿人数により料金を決定するものではありません。

